

改正ハラスメント対策・女性活躍推進法に関する説明会のご案内

●カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！（労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法） 施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

●従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の公表が義務となります！（女性活躍推進法） 施行日：令和8年4月1日

これらの法改正について、最新情報をお届けしますので、是非ご参加ください。

参集形式による参加（受付サイトより申込）

番号	開催日時	会場	定員	申込期限
I	令和8年2月10日(火) 14:00 ～ 16:00	イイヅカコスモスコモン 展示ホール	150	2月3日
II	令和8年2月16日(月) 14:00 ～ 16:00	北九州市ウェルとばた 多目的ホール	150	2月9日
III	令和8年2月20日(金) 14:00 ～ 16:00	えーるピア久留米 視聴覚ホール	150	2月13日

※2月27日(金)に福岡市内での開催も予定しています。

～説明会お申込みから当日ご参加までの流れ～

- ① 参加希望の方は、下記登録用URLにアクセスいただき、会社名、お名前、メールアドレス等をご登録ください。

URL: <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp>



福岡労働局 説明会受付サイト

で検索！



申込先QRコード

- ② 申込みが完了しましたら申込完了メールを印刷の上、当日ご持参ください。

お問合せ先

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階

福岡労働局雇用環境・均等部指導課

TEL:092-411-4894(受付時間8:30～17:15)

